独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ＴＯＫＡＩホールディングス	コード	3167
提出日	2023/6/30	異動（予定）日	2023/6/28
独立役員届出書の提出理由	2023年６月28日開催の定時株主総会において、社外取締役及び社外監査役の選任議案が決議され、同日付で改選されたため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	曽根　正弘	社外取締役	○										△					有
2	後藤　正博	社外取締役	○							△								有
3	河島　伸子	社外取締役	○													○		有
4	上田　亮子	社外取締役	○													○	新任	有
5	雨貝　二郎	社外監査役	○													○		有
6	伊東　義雄	社外監査役	○										△					有
7	渥美　雅之	社外監査役	○													○	新任	有
8	松渕　敏朗	社外監査役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	曽根正弘氏は、2011年6月まで株式会社テレビ静岡の代表取締役を、また2015年6月まで同社の取締役相談役を兼務しておりました。同社と当社との間には広報関係の取引があります。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を頂けるものとして、引き続き社外取締役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるところから、独立性が確保されていると考えております。
2	後藤正博氏は、2015年6月まで株式会社静岡銀行の取締役副頭取に就任しておりました。また2018年6月まで同行子会社の静銀ビジネスクリエイト株式会社及び静銀総合サービス株式会社の代表取締役に就任しておりました。同行と当社との間には資金の借入等の取引があります。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を頂けるものとして、引き続き社外取締役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるところから、独立性が確保されていると考えております。
3	該当なし	大学教授として培われた専門的な学識と幅広い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を頂けるものとして、引き続き社外取締役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるところから、独立性が確保されていると考えております。
4	該当なし	コーポレートガバナンス、ＥＳＧ等に関する専門的な知見を有しており、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を頂けるものとして、社外取締役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるところから、独立性が確保されていると考えております。
5	該当なし	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を頂けるものとして、引き続き社外監査役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるところから、独立性が確保されていると考えております。
6	伊東義雄氏は、2011年6月まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の執行役員を、また2015年3月まで三井住友あいおい生命保険株式会社の代表取締役に就任しておりました。両社と当社との間には保険関連の取引があります。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を頂けるものとして、引き続き社外監査役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるところから、独立性が確保されていると考えております。
7	該当なし	弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を頂けるものとして、社外監査役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるところから、独立性が確保されていると考えております。
8	該当なし	公認会計士・税理士として培われた会計知識と幅広い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を頂けるものとして、社外監査役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるところから、独立性が確保されていると考えております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。